

の掛金は同じである。その上私立学校の教職員の俸給というものが公立学校の教職員より下廻つてゐるということになりますと、この共済組合の掛金というものが相当少くなる。そうした場合には、こ

ういうような立派なものを作りまして、果して運営ができるかどうかというようなことにつきまして、果して見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(近藤直人君) 只今都道府県の掛金の負担と申しましたが、これは公立学校教職員共済組合におきましては、事業主が都道府県でございまして、その事業主と教職員と原則として折半負担と、それに対してこの私立学校教職員共済組合におきましては、事業主に該当するものが学校法人でございまして、学校法人と教職員の折半負担と、こういう建前になっております。従いまして、公立学校教職員共済組合におきまして、都道府県が負担する分を学校法人が負担すると、こういう形になるわけでございまして、それに対して更に教職員共済組合には都道府県からも補助ができるようにするというのが、これが衆議院におきまして修正案でございまして、そういうことになりまして、結局それはこの組合に対して補助が多くなるわけでございまして、従つて教職員或いは学校法人の掛金の負担が軽減されるということとは、これは当然でございまして、それから只今御指摘になりました標準給与が、これは公立の場合と比較いたしまして低いということは、御指摘の通りでございまして、現在公立におきましては約一万三千円見当、私立の教職員におきましては平均一万五千三百五十四という数字が出ておりますので、確かに御指摘のように低いわけでございまして、それから又そのほかに組合を作りまして、果して退率がどういふものかというのを検討してみますと、公立の場合と比較し

て私学の教職員の場合におきましては恐らく退率が低いのではないか。それはやはり掛金にマイナスの影響を与える。それから御指摘のように、公立の場合は六十四万を対象にしており、こちらの場合は仮に七十六万を対象にする場合には、危険分散の範囲が非常に狭いので、これも掛金に対してはマイナスの影響があるということ、果してこの組合が運営できるかどうかという御疑問は御尤もでございまして、それににつきまして私ども一応見当をつけましたのでございまして、それは結局御承知のように、教職員の共済組合の運用につきましては、つまり死亡生残表、つまり何人生き残つておるか、何人生き残つておるかという死亡生残表とか、或いは何名残つて、何名退退するかという退退残存表とか、或いは又給与の昇給率はどうかという給与指数、そういうふうなものの、或いは又、この溜つて来ます教職員の負担金と、それから学校法人の負担金が集積されて、ここに責任準備金ができることになつて来るわけであります。その責任準備金の運用の予定利率というものを、噛み合せまして、ここに一つの保険数理の計算によつて運営の計画ができるわけでありまして、従つて只今私どもの計算いたしましたところによりますと、この予定利率を、国債の五分五厘をとつて考えますと、国の補助率の百分の十によりまして、ほぼやつて行けるという計算ができたのでございまして、ただ御指摘のように、先ほど申しましたが、危険分散の範囲が非常に狭いとか、或いは標準報酬が低いとかいうようなこと

で、確かに公立と比較して、これは何と言いますか、マイナスの要素が多いというわけでありまして、従つて、これから将来、百分の十の補助金では、掛金率が相当公立の場合に比較して高くなるのではないかと。只今の場合は、掛金率につきましては、公立につきましても、短期給付につきましては千分の二十九でございまして、これは公立の場合と同程度でございまして、それから長期給付につきましては、公立の千分の三十八、少し低くなつておりますが、ほぼ同じ程度で、一応それでやつて行けないことはないという見当をつけておりますが、併し更にこれを、衆議院のほうの修正がございましたように、都道府県から補助を受けるとか、或いは私学振興会からこれに助成するとかいうことになりまして、それだけ、まあ直ちにとは申しませんが、それだけやはり掛金率に対する影響としていい影響を与える。つまり掛金率を下げるような影響を与えるということにございまして、

○木村守江君 勿論こういうような法案が作られて提案されるまでは、私が只今心配するようないふことがないような基礎的な算定の下になされたと思つて、あります。私も、私もどうも考えましても、この加入者の少いところから考へると、まあ先ほど申し上げましたような理由から申し上げますと、この法律を施行して行くためには、だん／＼非常に苦しい立場になつて、その苦しい立場になつたときには、どうしても組合員の加入者の自己負担にし寄せなければならぬ状態になるのではないか。若しこの法案ができたために、

而もこの法案が、私立大学に教職をとる教職員の身分の保証をして、日本の教育を進展させようという立派な精神から発したものであるにかかわらず、この法案のために、この法案を運営して行くために自己の負担を重くする、自己の負担にし寄せるといふようなことがあつたならば、私は本旨に反するものであると言わなければならぬと思つて、その点から考えまして、この法案は、私の考えでは、恐らくは国民健康保険等を実施されまして、実際あれを行なつたときに、非常にその加入者負担が多くなつて、あらゆるところに国民健康保険のいわゆる廃止というふうな憂目を見たことは御承知の通りでございまして、ああいう状態になるその前に、ならぬ前に私立学校の教職員の組合員に対して非常な大きなし寄せが行くのではないかというふうに心配されますので、そういう場合には、今回度国民健康保険に對しまして、国庫が二倍の分担金を持つというふうな決定をしたように、そういう場合には、いつでも政府は百分の十と言わず百分の二十までも上げて、そして私立学校の教職員の負担を軽減して、飽くまでもこの法案の趣旨である私立学校の教職員の身分の保障を因つて、教育の振興を図るのだというふうな御決意があると思われまして、その御決意のほどを一つ伺つておきたいと思つて、

○政府委員(近藤直人君) お話の前には、公立学校の教職員は五十四万と申し上げましたが、こちらでは七十六万で、今非常に少く、危険分散が却つて問題だということにございまして、他にも実は極く傾かな組合員がござい

ますので、例えて申しますれば、営林署の共済組合におきましては三万、或いは専売公社の場合は四万というやうなことでございまして、まあこの程度の組合員でございまして、恐らくできるのじやないかということにございまして、それから御指摘のように、確かに私立学校の全般の問題といたしまして、経営上非常に困難を極めておる。従つて学校法人の立場も考えなければいかん。又教職員の給与も非常に標準報酬が低いということから、私立学校におきましては、政府は大いに助成その他につきまして考慮を払わなければならぬという御趣旨はよくわかつております。私どもいたしましては、是非今後とも私学振興会の方法によつて、学校の経営に對して援助を与えると同時に、又この共済組合の制度によつて、私学の教職員のために福利厚生を図るというつもりでございまして、ただ私立学校教職員共済組合を作りました基準と申しますか、それは大体公立学校の教職員共済組合の基準に準じておりますので、つまり公立学校教職員共済組合のそれをほぼ準用しておるといふ立場でございまして、従つて掛金の負担率などにおきまして、ほぼそれと均等を得たものがあるわけであります。例えて申しますれば、先ほど申すように、例へば短期につきましては千分の二十九、或いは長期につきましては千分の三十八というところで、ほぼ均等を得ておるのでございまして、これを公立と比較して、格段な差等をつけて、例へば長期につきましては千分の三十八とか、或いは短期につきましては千分の二十五にするということにつ

きましては、それは負担の面から行き
ましたら、確かにそれは私は結構だと思
います、併しながら公立の共済組
合、これは元々共済組合の制度でござ
いますので、やはりそういう意味から
申しまして、極端にこれを課するとい
うことは如何かと思ひますが、それ
は公立と鉅くまでも均衡を図り、而も
学校の負担、並びに教職員の負担を軽
減するという方向にいたしたいと思つ
ております。

○木村守江君 もう一つ局長のお話を
聞いていますと、この法案は、将来こ
の法案を施行して行くためには、私立
学校の教職員の加入者の自己負担を増
すというふうなこともないだろう、ま
あこれで大丈夫やうに行けるというよ
うなことを申しておるのだらうと思
うのですが、勿論そういう考えがなけれ
ばどういふ法案は出せませんので、そ
の気持はよくわかりますが、これは私
立学校の教職員の共済組合というもの
の性質を、只今例にとられました管林
署や、或いは専売公社の三万とか、五
万とかいうような少数の共済組合がや
つて行けるから、私立学校の共済組合
もやつて行けるのだというふうな考
え方とは、少し私は私立学校におい
ては違ふのじやないかということを考
えますので、これはやはり専売公社、
管林署等がやつて行けるから、これも
大丈夫やうに行けるのだというこ
でなく、私は将来においてこの法案を施
行して行つて、而も私立学校の教職員
の身分を保障して、そして教育の振
展を図るためには、やつていけないよ
うな状態に立至つた場合には、政府は
責任を持つてやつていけるような方
法、即ち或いは政府の補助金を増すと

か、或いは私立学校の振興会などの助
成金を増していくとか、あらゆる努力
をして、これをやつていくようにする
のだというふうな考えを持つて頂くの
だと思ひますが、どうぞ御決意のほ
どを。

○政府委員(近藤直人君) 只今のお話
の点は共済組合法の第一条の目的の中
に「私立学校教職員共済組合は、私立
学校教職員の相互扶助事業を行い、そ
の福利厚生を図り、もつて私立学校教
育の振興に資すること」。政府とい
はして私立学校教育の振興というこ
とは、これは重要な方針でございま
す。それがために今日まで昭和二十四
年には私立学校法を作り、或いは昭和
二十七年には私学振興会を作つたとい
うことからいたしまして、私立学校の
振興といふことには非常に関心を持
つて来ております。従ひまして只今御
指摘のように共済組合につきまして
も、政府といはしましては勿論関心を
持ちまして、この私立学校共済組合を
盛り立てていく、而も教職員の負担を
さう多くしないようにし、又学校法人
の負担もさう多くしないようにして、
とにかく私立学校の教職員の共済組合
を盛立てるということには変りござい
ません。今後ともそういう方向に努力
するつもりでございます。

○須藤五郎君 私は昨日厚生省の保険
局長の出席を求めたのですが、まだお
見えになつておりませんようです。か
ら、その前に少し文部当局に御質問い
たしたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 今度の
共済組合と政府が出す金の額はどの
おのどれくらいになりますか。

○政府委員(近藤直人君) 公立学校教
職員共済組合に對しまして政府の補助
は長期給付の百分の十でありまして、
これは対象が六十四万人もございま
すので、その俸給を基準にいたします
で金額は相当莫大に上ります。それか
らそれに対して、こちらの組合にお
きましては七万六千人を対象にして
おりますので、その標準給与を基準に
いたしまして、これも同率の百分の
十、俸給に對しまして百分の十の補助
をする建前でございます。

○須藤五郎君 昨日の答弁で公立学校
の共済組合と今度の私立学校の共済組
合との内容そのものは同じだといふ御
答弁があつたのですが、あらゆる点に
おいていささかも違つていないとい
ふに理解していいのですか。

○政府委員(近藤直人君) 公立学校の
場合とこちらの組合とで給付の種類及
び内容等におきまして全く同じでござ
います。

○須藤五郎君 私はこの条文の中で
二、三質問いたしたいと思ふので
が、第九條に役員に任命するのは文部
大臣となつておりますが、これはなぜ
役員の任免権を文部大臣にしたのか、
むしろ運営審議会に役員任免権を与え
たほうがより民主的だと思ひますが、
その点に對する……。

○政府委員(近藤直人君) この組合に
對しましては、これは文部大臣が監督
をするわけにございまして、文部大臣
の管轄下にある組合でございまして、
従ひまして、その役員等につきまして
も、これは文部大臣が任命するのが適
当であるといふふうに考へておりま
す。又その他の法令におきまして、
文部大臣の監督下に置くような場合に

おきましては、役員につきましては文
部大臣が任命するのが例になつてお
るでございまして、それに倣ひまし
て規定いたしましたのであります。

○須藤五郎君 例にいい例と悪い例と
ありまして、悪い例は即刻改めるのが
いいと思ひます。官僚諸君は何でも前
例前例と言つて悪い例でも鉅くまでも
それを固執しようとする、非常にいけ
ないと思ふのです。ですからどちらが
いいかと言つたらば、民主的に運営す
る場合だつたらば私が申上げたほうが
よりいいにきまつておるのでございま
す。

この第十二條のこれは運営審議会は
大臣が委嘱するといふふうになつてお
りますが、私はこの点も運営審議会は
やはり選挙制にすべきものだ、こう
いうふうに考へますが、それに対し
て……。

○政府委員(近藤直人君) 第十二條の
この運営審議会は、これは性格とい
はしまして組合の理事長の諮問機関で
ございまして、而してその仕事といは
しては組合の業務の適正な運営を図
るという意味合いを持つておるので
ございまして、この運営審議会の役員に
つきましては、これは組合員並びに組
合員を使用する学校法人及び組合業務
の適正な運営に必要な学識経験を有
するもの、この三つのカテゴリーのうち
から委員を選定いたしまして、これを
文部大臣が委嘱するといふ建前となつ
ております。只今選挙制度はどうかと
いう御意向でございまして、従来これ
は大體他の例におきましては、評議員
といふような場合に準ずるのではない
かと思ひますが、さうな場合におき
ましては文部大臣が委嘱する。又この

規定の倣ひました規定といたしまして
は、公立学校教職員共済組合法がござ
います、それにおきまして同じよ
うな規定がございまして、大體それ
に準じて規定した次第でございま
す。

○須藤五郎君 大體こういう共済組合
的なものは、それに加入しておる人
たちからの選挙制によつていささか
役員が選ばれて行くといふこと、それが
一番私は運営上好ましい形だと思ひ
ます。選挙された人ですから、その組
合員の利益をいつも念頭に置いてそれ
を運営して行く、今度任命制ですと、
非常に大臣としては都合がいいかわ
かりませんが、組合員としては都合の
悪い問題が起つて来ると思ひ、という
のは、先ほど木村委員が申しましたよ
うになか、この組合の運営というもの
は困難を来すことが明らかだと思ひ
ます。ですから給付が非常に赤字だ、
それで赤字がだんだん出て来る。そ
うするとその赤字を埋めさすのは恐ろ
しく組合員にしわ寄せが来るというこ
とは我々も感じられて、その点非常に
気がつかつておる点であります、そ
ういふことに関しましての解決という
ものには何でも大臣が任命した役員で
したらば簡単に組合員に押付けるとい
う結果を来すと思ひます。ところが組
合員から選出された役員ならば、組合
員の意向を十分尊重しなくちゃなり
ませんから、何とかそれを組合員に有
利に解決しようとして努力するだろ
うと思ひます。その点で私はこうい
う共済組合的なものはすべて選挙制
によつて組合員の中からあらゆるもの
が選出されてこの組合を運営して行
くのが一番好ましい形だと思ひます。而も政府は僅

か一千万円に過ぎない金を組合に補助することによつてその組合の指導からすべての権力を文部大臣に掌握しようとする。こんなばかげたことは私はないと思うのです。ですからすべからずこれは選挙制にして最も民主的な運営をするのが当然だと思ひますがどうですか。

○政府委員(近藤直人君) 御意見もございませうが、決してこれは文部大臣が委嘱する場合に一方的に役所の都合のいいものを選ぶ、さうな意味ではございませうので、その点はどうぞ御了承願ひたい。勿論文部大臣が委嘱する場合におきましては、各方面の意見を斟酌いたしまして、これが組合の運営に適切なかたを決定する、さうして御委嘱をする、こういうことになるはずでございます。殊に第十二条の第三項には「文部大臣は、前項の規定により委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏することのないよう、相當の注意を払わなければならない」という規定もございませうに、決して偏頗なことはいたさないうつも承を願ひたいと思ひます。この点はどうか御了承願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 そんなことは眞言に過ぎない。政府がいろいろ役員を任命するときに政府の都合のいいものを任命しておるじやないですか。あなたが役員を任命するのには共産党の僕を任命することができませんか。できないでしよう。自分の都合のいい人間しか任命しない。僕たちは人民の利益を代表している、こんなことを運営して行くとしてゐる。ところが共産党を任命しようとしないうで、あなたの都合のいい人間を任命しておるといふのが現状じやないですか。

いのですか。それは言い逃れに過ぎない。結果としては必ず僕が言うようなことが起つて来る。それは観念の相違かどうかわかりませんが、それ以上私は申しませんが、さういふことは単なる言い逃れに過ぎないといふことを申し上げておきます。

それから二十七条、「標準給与の月額と掛金との割合は、政令で定める」といふことになつておりますが、これでは非常に私は組合員が不安だと思ひます。なぜこれを法律化しようと思ひないのか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(近藤直人君) これは只今のところでは、はつきりここで千分の幾つという線がまだ決定されませんので、これを研究いたしました上で政令で定めるといふ意味合いが一つ、それから将来掛金の率といふものは変更を生ずるものである。さういふ場合これを法律に規定しておきますと、いさゝか法律の改正といふことに相成りまして、それも如何かと思ひますので、政令で定めまして、政令の範囲内でこれを定める。それから第三といたしましては、これも公立学校の教職員共済組合法におきまして、これはむしろ運営規則でこれを定めるようになつておりますので、これもさういつたことに鑑みまして政令で定める、この範囲を、例えて申しますれば、先ほど申しました掛金の率は短期につきましては千分の五十から千分の七十まで、長期につきましては千分の七十から千分の八十五まで、かような規定をいたすつもりでございませう。

○須藤五郎君 昨日の厚生委員会との連合審査の中で或る委員からさういふようなことが言われたと思ひます。

社会保険制度の建前からは、さういふものは一本にすべきで、官公と二本にすべきでないといふ意見が出たと思ひます。この意見は私は正しいと思ひます。このところが残念ながら今日の日本の社会保険制度そのものが不完全であるために、さういふ条件が生れて来ておる。ですから将来若しも立派なものができた場合は何ら執着なく即刻これを解消して、さうして解消するといふ決意を今日あなたは持つておるか。一つのができると何とかなんとか言つて、いいものができても何らそれを解消しないといふのが今日の情勢であります。ですから、さういふことは絶対にないよう、いいものができたら直ちにその中に入つて行くかといふことをあなたたちはどういふふうに考えておるか、一点お聞きしたい。

○政府委員(近藤直人君) 確かに昨日の合同委員会におきまして社会保険の制度の一元化といふお話がございまして、その一元化といふことにつきましてこれはいろいろ私は問題があると思ひます。又いろいろ見方の相違もあると思ひますが、結局におきまして、仮りにあらゆる方面からこれを検討いたしまして、一元化といふことが理想的なものでありますれば、これは私は決して否定するものではない、かよに考えております。ただこの共済組合は大体先ほど申上げましたように公立学校教職員共済組合に準じて規定されておりますので、勿論その場合には公立学校教職員共済組合と共に、この一元化といふ問題が当然考慮されるべきものではないか、さう考えております。

○須藤五郎君 何か独自のことを考えていらつしやるようで、私の言つたことに對して何か特別な考えがあるならばその点を述べてもらいたいと思ひます。それからこの公立学校のほうとこれを一緒に同じ条件で政府が臨まんとしてゐるならば、同じ組合にしてしまふことが可能なか不可能なのか。若しも不可能ならばどういふ点が不可能なのか、その点をもう一度伺ひたい。

○政府委員(近藤直人君) 先ほど申しましたのは社会保険制度の一元化といふことにつきまして、私は格別須藤委員と違つた考え方はないと思ひますが、ただこの社会保険制度の一元化といふ意味が、それは昨日お話しございましたように厚生省の窓口を一つにするという意味の一元化でありますか、或いはその社会保険制度の内容におきましてこれを一元化を図るといふ意味でありますか、或いは又これを広く単に日本のみならず外国の例に倣つてやるといふ意味でありますか、いろいろ私は問題はあると思ひます。さういふ意味におきまして、さういつた問題がすつかりまあ集約されて、一つの理想的な範疇がここに確立できれば、その場合には公立学校の共済組合といえども、又その私学教職員共済組合といえども、それは当然考慮に値するといふ意味で申上げたのでございませう。

それから第二点はこの私学の教職員共済組合と公立学校の教職員の共済組合と一本にしたかどうかという御意見でございますが、これは御尤だと思ひますが、公立学校の教職員はこれは都道府県に身分を持つておられて、都道府県から給与を受けておられます関係と、それに対して私学のほうは学校法

人に足場を置いてゐるという身分上の相違がございませう。又給与につきましては公立の場合におきましては条例によりまして俸給がほぼ一定しております。大体基準ができておりますが、これに反しまして私学におきましては只今のところではいろいろ差等がございまして、その点一本にするといふことは困難かと思ひます。必ずしも不可能ではないといふ御意見もございませうが、只今のところはやはり困難でございまして、どうしてもこれは別に考えるべきである、かように考えております。

○須藤五郎君 私はできると思ひますが、当局としてはなかなか技術的にいろいろ厄介な問題があるだらうと思ひますが、併し理想としてはやはり一本にするのが本当だと思ひます。どうかさういふふうに努力して頂きたい。何でも組織といふものは最初は人が作るのです。できてしまつた組織は今度は組織の中の人の利益、不利益にかかわらず飽くまでもその組織に固執しようといふのが通勢なんです。ですから、私は将来この組合員にとつてもつと有利なものができるならば、即刻これを解消して組合員の利益を図るべきだ。さういふ決意を今あなたに私は求めて行きたい。

それから厚生省の保険局長が御出席になつてゐるやうなものでちよつとお尋ねしたいと思ひますが、この私学教職員共済組合法案に對しまして、あなたのほうの何と云うのですか、福祉審議会といふのですか、社会保険審議会といふのですか、名前は私は今つきりいたしません、その審議会から反対の意見が出た、さういふこと

を私は聞いています。それが事実なれば、如何なる点で反対を表明されたのか、又その反対の意見に対して、厚生省としてはどういふ見解を持つてゐるのか伺いたい。

○政府委員(久下勝次君) お答えを申し上げます。お話の反対意見を表明いたしましたのは、内閣に所属いたしてあります社会保険制度審議会のことであらうと存じますが、この社会保険制度審議会におきましては、本法案が審議されました際には、私も列席をいたして申し上げた。その意味で私の見解を申し上げるのではありません。何がゆゑに反対意見を表明したかということにつきましては、そういう意味におきまして或いは推測に互る部分があるかも知れません。その点は御了承を頂きたいと思ひます。社会保険制度審議会がこの案に反対の意向を表明いたしましたのは、同審議会は前三年前に社会保険制度に関する勧告をいたしております。その頃からの一貫した同審議会の考え方でございます。日本の社会保険に関する諸制度が今日におきましてもなおいろいろ／＼な制度になつており、又運用もそれ／＼違つておるので、これを一元化すべきである。こういう立場に立つて従来からその主張をいたしておるわけでございます。従ひまして本法案につきましても又同様に別の制度ができるということは面白くないという意味で、反対の意向を表明いたしましたものと了解をいたしております。厚生省としてはいろいろこの制度に關しますことにつきましても、というよりもむしろ私どものほうの健康保険法、厚生年金保険法の一部改正の問題が本国会に提案をされ、すでに可決してお

ることでございますが、その両法の一部改正の問題と関連をいたしまして、事務的にはいろいろ／＼な紆余曲折がございました。併しながら結論におきましては、文部省の方針に賛意を表するのみならず、文部省がこの法案を取上げて政府提案として提案をされるに當りましては、法案の作成につきましても私どものほうも及ばずながら御協力を申上げた次第でございます。

○須藤五郎君 あなたのほうの關係の深い審議会と、あなたたちとの間に意見が一致していないように伺ふことは甚だ奇異な感じがするのであります。私は元來審議会の意見に根本的には賛成なんです。社会保険というものは一本にすべきである。そしてそれは全額国庫負担でやるといふべきもので、組合員から金をとつてやるといふことをやるべきものでない。そして今日の健康保険の中には分岐とか何とか、そういうことがないという昨日の答へでありましたが、こういうあらゆる面も全部社会保険制度の立場から含めたようにな、そういう立派なものをやるのがこれ、それが本當だと思ふのであります。ですから、この共済組合ができることに反対をしてゐる審議会は、それではどういふものを作る、そしていつ作らうという考えがあつて反対をしてゐるのか。その点を伺つておきたい。

○政府委員(久下勝次君) 審議会の意向につきましては先ほど来申し上げておりますように私が責任を持つてお答えする立場にございませぬ。内閣に所屬した審議会でもありません。独立した機関でもありません。その点は御了承を頂きたいと思ひますが、ただこの意見につきましても私どもの考え方を申

上げてみたいと思ひます。私どももいたしまして社会保険制度審議会の勧告の基本的な考え方には同意し又我々としてもその努力をいたさなければならぬと思つてゐるものでございませぬ。併しながら現実の各種の社会保険制度を見ますときには、それ／＼歴史的な発展過程がございます。又現在現状における趣意がいろいろ／＼な溝がございませぬ。これらを乗り越えて制度の一本化を図るといふことは理想としては言へることでもございませぬけれども、余ほど思ひきつた強力な施策なり或いは財政的な措置なりが行われません限りにおきましては、私どもとしては極めて困難な問題であると思つておるのでございませぬ。そこでこれらの各個々の社会保険制度の発展につきまして、二つの議論になるわけでございますが、一本化されない前に個々の制度をそれ／＼の自由で発展をさせることは、むしろ社会保険一元化の障害になるという意見、それは併しながら理想ではさうでありませぬ。現実のそれ／＼の制度における一歩前進といふことを考えないといふことは私は不適当であると思つております。実は私どももこの後者の立場に立つておるのでございまして、一本化は理想でありませぬけれども、一本化されるまでは今の制度の改善に手を着けないといふことは、これは又現実を見ない措置であると思ひまして、現に私どもも關係におきまして社会保険制度をそれ／＼一部改善をし一歩前進を図つておりますが、立場としてはさういふな立場に立つておるものでございませぬ。

○須藤五郎君 その点に關しては私もあなたと同じ考えを持つてゐるんです。ただ審議会がこの案を反対してゐる以上、これに代るべき何か代案を持つて反対してゐるのだらうと思ふのです。だから私は先ほど質問申上げたのであります。若しもしい代案ができたときには、そのときにこの組織を解消すべきだといふ建前から私は今質問を申上げたわけなんです。どうもそれがまだないやうな、余り大した案が審議会のほうにないやうなお口ぶりなので、私は甚だ遺憾だと思ふのであります。私が、どうぞ一日も早く全額国庫負担であるやうな英断を以て、そして国民の生活安定のためにさういふ立派な組織を作るやうに当局者は大いに努力をして頂きたい、さういふふうには私は思ふのです。もう一遍質問をいたしたいと思ひますが、これまで私立学校のかたたちが、なぜ健康保険に任意加盟をしていらつしやらないのか。私が伺つておるのが間違ひでなければ、健康保険には一万人、共済会に一万人といふ加盟があるやうに伺つておるので、ほかはどれにも加入してゐないやうなのですが、なぜ加入をしてゐないやうなやつらなかつたか。そして今度この共済組合ができるならば、皆さんは喜んでこれに全部加盟をなさるのかどうか、さういふ点を保険局長の意見と文部省の意見と二つ、両方伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 実は今度この国会で御決定を頂きました健康保険法及び厚生年金保険法の一部改正がございまして、これによつて教育事業が健康保険法及び厚生年金保険法の強制適用事業所になりましたわけでありませぬ。従来は教育に關する事業は厚生年金保険法、健康保険法の強制適用事業

じやなかつたのでございませぬ。ただ健康保険法及び厚生年金保険法には任意加入といつて強制適用の事業所でございませぬ。一定の条件に達しますものは申出によつてそれ／＼の保険に加入することが認められてゐる制度でございます。

それからもう一つは別の項目でございますが、法人の事務所といふものがやはり強制的な事業所になつております。五人以上の使用人を持つております法人の事業所は強制適用することになつております。従来は教育をやつております学校は、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けておりました。これは二ついずれかの理由によつておるのでございませぬ。大きな私立大学におきましては教職健康保険組合の設立を認可されてやつておるものもございませぬ。又小さい学校におきましては政府管掌の健康保険及び厚生年金保険の適用事業所になつておるものもございませぬ。その数は実は私どものほうでも的確に擧げておりませぬけれども、少くとも四千名以上の被保険者があつてゐると思ひます。さういふ關係でございまして、この法律はできまして、衆議院の修正にもありますやうに、現在さうして適用を受けております事業所につきましては、衆議院の修正案によりますれば、被保険者の過半数の同意を得て文部大臣の承認を受けることによつて、従前通り厚生年金保険法、健康保険法の適用を受けることができるやうになつておるわけでございます。すでにこの法律施行の際、現に健康保険又は厚生年金保険の適用事業所でありましたものは、被保険者の同意を得て文部大臣の承認によりまし

て、その選任が許されている、こゝういふようなことになっております。

○政府委員(近藤直人君) 只今保険局長さんの御答弁がございましたが、大體その趣旨で私学が今日まで来ておるものだと思います。なおその私学が今日まで、ただ然らば全然この保険につきまして考慮を払つていなかったかと申しますと決してそうではないのでございまして、御承知のようにこれまで財団法人の私学恩給財団というものが、これは大正十五年に設けられまして、任意加入でございまして、年金の支給の仕事を今日までやつて参つております。只今までの加入者が一万三千人余に上つておりますが、とにかく細々ながらそういった制度の必要を感じてやつて来て参つておるのでございます。

又短期給付につきましては、これは極く最近でございまして、財団法人のやはり私学教職員共済金というものが設けられておまして、これ又約一万数千人の加入者を持ちましてやつて参つております。私学にいたしましてもその必要性を十分感じておつたわけでございます。ただ私学全体といたしましては、教育基本法の精神並びに私立学校法の精神及び先日申上げました通り十三回開会におきます私学振興法の際の附帯決議の精神から、私学の大同団結をした特定の福利厚生事業を持ちたい、相互扶助事業を持ちたいという熱望もございまして、それが今日実を結んだわけでございます。私学といたしまして、ただ在野日を送るというわけではございせん、この点は御了承願います。

○大谷賛雄君 先ほど木村委員の質疑

によりまして、本法案の詳細を大體了承をいたしましたのでございまして、なお一、二私よりお尋ねをいたしておきたいと思ひます。先ほどの木村委員との質疑にも当局から御返事がありまして中に現われておりましたように、公立学校の教職員の給与と私立の学校の教職員の給与とは格段の相違があるものであります。そのことは日本の私学というものがその経営におきまして、非常に困難、茨の道を歩いて、独自の立場から我が国の教育、人材の養成のために努力をいたしたいというところで私学がやつて参りました。その中であつて教職員の各位は、先ほどの質疑に現われておりますような、公立学校と比べてまして非常に低い俸給手当を以て一生を捧げて教育のために尽力をせられてゐることを表明いたしてゐるものであつて、過日米のこの法案が出ましたことについて懇談会等におきまして各委員のお言葉を承つておまして、誠に御同情のある、又余りに遅過ぎるというふうなお気持ちが表明されてゐることによつても、私学の教職員の御努力に對して感謝の気持ちが現わされてゐると思ふのであります。従つてこの法案がござりますことは、本員といたしまして心から喜ぶものであります。が、先ほどの御質疑にありましたように、この法律が将来学校法人にとりましても、更に又組合にとりましても、その負担が増して、そのために苦しまれるというふうなことであつては本法案を御提案になるその趣旨にも悖ることでありまして、先ほど局長さんの御答弁の中には、都道府県の規定はあるけれども、なか／＼これは困難である。従つて政府なり私学振興会におい

てそれらの点について考慮をするというふうなことであります。その点がはつきりいたしておりましたので、この点に關して将来の運営について工合よく行きますように明確なる一つ御答弁を頂きたい、かように思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 只今大谷委員からのお話でございまして、私もいたしまして、私学の今日の現状につきましては十分承知をいたしてゐるつもりであります。従ひましてこの私学の教職員共済組合法を作りまして、今後ともこの私学の組合を育てるために、あらゆる援助の努力を払うつもりでございまして、その援助といたしましては、これは衆議院で修正になつたのでございまして、先ず第一に都道府県の補助があるということになつております。この点につきましては現在すでに都道府県から現実に補助が出てゐるのでございまして、かような規定がございまして、なおさら都道府県におきまして援助の途がついたことになりまして、これは誠に結構なことではないか、かように考えております。

更に私学振興会法の二十二条の修正を受けまして、私学振興会は私学の教育の振興のために必要な施設等に對して助成又は貸付をするという規定がございまして、貸付をするという規定がございまして、その点を改められたのでございまして、この点につきましても現行法におきまして、必ずしも私学振興会からこの共済組合に對して助成をするという途が鎖されてゐるとは考へておりません。殊に福利施設、たとえて申しますれば保養所とか或いは宿泊所とか、或いはレクリエーションのいろ／＼の施設等に對しまして

は、これは現在でも私学振興会からこれに助成をすることができるとあります。ただこの「事業等」といたしますれば、その点が更に明確化されまして、施設のみならずこの私学教職員共済組合の仕事に對しまして助成ができるということになりまして、この点も非常に明確化されて結構だと思ひますが、然らばどのくらいの金額がこれに助成されるかというところであらうと思ひますが、只今私学振興会におきましては、その振興会の金を直接貸付けるという意味ではございせんので、私学振興会の剰余金からこれに支出するということになります。振興会の規則によりまして、普通積立金或いは特別積立金をいたした剰余金の剰余金を以て、この共済組合によつて助成するといふことにならうかと思ひます。只今私は私学振興会の理事の一員を汚しておりますが、ここで申上げてどうかと思ひますが、本年度におきましても約一千三百万の剰余金がございますので、これを以ちましてこちらの共済組合のほうに助成することができるとございまして。

御承知と思ひますが、私学振興会につきましては、本年十億、更に先般の予算の話し合いにおきまして、五億追加されましたので、二十八年度は実に十五億の政府出資が計上されることになりまして、この際生じます剰余金も、相當の額に上るのではないかと今計算されるのであります。従ひまして将来私立学校振興会からこの私学教職員共済組合に對して助成するといふ途は、相當確實に、且つ相當の金額がこれに助成できるという見通しでございまして。

○大谷賛雄君 只今の御答弁で、私学振興会の剰余金から助成をいたすことができるという明確なる御答弁を頂きましたので、その点につきましては結構と存じます。なお従来恩給財団に入つておられた教職員で昨年の十月までに退職をいたした人々が千三百名近くあることを承つてゐるのであります。が、これらのかたは、先ほど申しましたように、私学振興会でも、又共済会も、この法律のできる前に、非常な苦心をし、努力をいたして私学の教育のためにおしになつたかた／＼であるのであります。が、それらのかたが、聞くところによりまして、それらのかたが、十月に切替へになりましたかた／＼とは格段の相違があるわけでありまして、而もこれらのかた／＼は数十年前、教育のために尽されて、僅かな年金を受領せられて、その生活にも困窮をしておられるわけでも、而も教育者であるという立場において、そのことにかれこれなされぬという実情にあるのであります。こゝういふような年金受給者に対して、新旧の不均衡の是正のために、何らかの措置をお考へになつてゐるかどうか。この点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 先ほどちよ

つと触れたのでございまして、私学恩給財団のことでございます。私学恩給財団の発足は、大正十四年当時、この恩給財団を作られた教職員のかた／＼が非常な御苦心をなすつてゐるということは、十分承知しております。今日私学恩給財団が一万三千の有識者を以て成長して来たということにつきまして、全く敬意を表するのでございまして、

が、この私学恩給財団の当初の加入者に対する恩給の支給が、年金の支給額が非常に少ないことにつきましても、誠に同情に堪えないのでござい

ます。確かに御指摘のように、従来のことにつきましても、一万三千円程度であつたかと思ひますが、それが今後の分につきましても六万五千円というふうになつておりますので、その点につきましても十分御同情を申上げ

るのでございします。殊に私学恩給財団が今回の共済組合法成立を機といたしまして解散し、この共済組合で権利金を償還するということになりま

す。これはこの新しくできま

す共済組合におきまして何らか措置をしなければならぬというところは、重々考えてい

るところでございします。併しながらこの年金者の恩給の引上げというにつ

きましても、これは他にもかような例がございします。例えば国家恩給の場

合におきましても、或いは府県の恩給の場合におきましても既受給者の引上

げという問題がございまして、この点につきましても、まあ急にこれを新ら

しく発足します共済組合の年金支給額までこれを一挙に引上げるとい

うことは、ちよつとこれは困難じやないか、いろいろバランスがござい

ますので、それらとかみ合せて、漸次これを改訂して行くという考

えを持つております。本法成立の際に、この際一挙に

さような問題を解決することは、或いは適当であつたかも知れませんが、

只今では一応さような問題につきましても、これは今後の問題といたしまして、

事情は十分承知しておりますので、漸次他とのバランスを見まして改訂

して、決して御不便をかけないようにいたしたい、かように考えておりま

す。○大谷賛雄君 只今の問題は、この年金受給者も非常に数が少いわけなん

です。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

す。それから、いろいろ御事情もありま

いらつしやる先生がたも私学に對しまして深い同情を拂つていらつしやるのでございませう。あつたは高橋道男先生に縁風會を一つまゝとて頂きますならば二割の修正は成功する可能性が多いと思ひますので、委員長におきまして会期延長と睨み合わせまして手落のないように、一つでございますならば、相成るべくは、この際スタートに當つて二割の要望に應えられますように修正をおまゝとを願ひたいと存じます。政府の御答弁がございましたら承わつてもよろしくございませう。

○安部半三子君 只今皆様の話を聞きました。私も賛同するところがありまして、又全面的に賛同ができません。私もありますので、後ほど私どもの考えました修正案も出ることだと思ひます。併し今まで私学がみじめな状態におかれていたといふことは異口同音に皆様の認めいらつしやいます。生みつばなした親がその子供を立派に育てることはこれからだと思ひます。併しまだ生みつばなしの子をそのままにしておかれる学校があるのではないかと、と申しますのは、私は私立学校といふものの存在が学校法人或いは財団法人といふふうな、れつととした立場におかれていた学校は漸くにしてこのように救ひ上げられるのでございませうが、今日全国に各種学校といふ特別な制度によつていわゆる学校教育、子供の教育に携わつていられる学校なり教職員の数は万を超えらるものと思ひます。あります。而も戦後この各種学校の果しました役割は、その立場は教育基本法や新憲法や或いは教育委員会法に基いてできたものでないといひまして、それがその場その場で果した役割

といふものは非常に大きかつたと思うのであります。従ひましてこれらの学校の経営者或いは教職員は非常に苦しい立場でそれらの務めを果してありますが、政府ではこの各種学校をどのように考へておられるのでございませうか、先ずそのことからお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) この法律で規定しております組合員の内容でございませうが、それは第十四条に規定してございませう。私立学校法第三條に定める学校法人同法第六十四條第四項の法人員とする、只今安部委員の御指摘になりまして各種学校と申しますのは、この私立学校法第六十四條第四項の法人でございませう。この点につきましてもは各種学校と申しますのは確かにいろいろございまして、現在約六千ございませう。そのうちにはこの私立学校法第六十四條第四項に規定したておりませう。法人組織の、いわゆる私立学校法に認められております各種学校もございませう。又そのほかに民法上の法人でございませう。或いは又純然たる個人立のものもございませう。それらを合せて申しまして今日約六千程度あるわけにございませう。この教授で組合員といたしてございませうのは、この各種学校のうち私立学校法の第六十四條の四項で規定されてございませう。と申しますのは、これは私立学校法の第三條にいうところの学校法人でございませう。で、さういふ意味におきましてこれは組合の對象に取上げたのでございませう。でありますから、各種学校のうちの私立学校法で認めておりますもの

のだけを對象にしたのでございませう。

○安部半三子君 そうしますと学校法人による各種学校はこのうちに挿入れるという御意見であります。法人に入つておられない各種学校は除外するといふ御意見でございませうか。

○政府委員(近藤直人君) さうでございませう。例へて申しますれば、仮りに学校法人の或る大学でありまして、その大学が、大学、高等学校、中学校、幼稚園の各種学校までも経営しておる大学がございませう。その場合にはその学校法人の経営する各種学校であるわけでございませう。学校法人の範疇に入るわけでございませう。学校法人の範疇に入るわけでございませう。その学校法人の経営する各種学校はもとより組合員になるわけでございませう。それからもう一つはこの私立学校法の第六十四條の四項でいうところの法人組織の各種学校に使用されていられる組合員は對象になります。それからその他のいわゆる民法上の各種学校或いは純然たる個人立の各種学校につきましても、これはこの對象から除外してございませう。

○安部半三子君 私は新憲法に謳われておりますところの、すべての國民は教育を等しく受ける權利を有するのであつて、公立学校の全額は当然國庫が負担すべきでありますと同時に、やはり教育に関する限りにおいては私立学校にも幾分の恩恵があつて然るべきだと思ひます。現に各種学校に勤めております先生たちの現状は非常に惨めなものでありますので、せめて共済組合のほうなりとも適用してもらいたいといふのが皆さんの熱意でありますと同時に、私がこの目で見まして

そうあつて欲しいと思ふ念願でありますので、当局におかれましてはこの線もこの次には必ず考へてもらいたいといふことを希望してございませう。

○委員(川村松助君) ほかに御質疑ありませんか。

○委員(川村松助君) 御質疑がなければ速記を止めて下さい。

午後一時三十三分速記中止

午後零時十一分速記開始

○委員(川村松助君) 速記を始めて下さい。質疑は大体お済みのようでございませうが、ほかに御発言ございませうか。本案に對する御質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(川村松助君) 御異議はないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○木村守江君 私は今回提案されました私立学校教職員共済組合法案並びに衆議院より送付されました同修正案に對して賛成の意見を述べたものであります。

御承知のように私立学校が終戦後我が國教育の振興のために貢献をいたしましたことは誠に大きいものであります。今更論を待たないところであります。ところが私立学校の状態は、その経営の場合におきましても、又私立学校に奉職する教職員の身分につきましても、全く前途を憂うべき状態にあります。ここに、この法案の成立によりまして、将来幾分でも私立学校の教職員の身分が保障され、而して安心して教育に従事することができるよう

は誠に結構なことだろつと考へるのであります。かような点から本法案は必ずしも万全の策を含んでおるものとは申しがたい点がありますが、この法案の成立を心から賛成いたすものであります。なおこの法案の将来遂行していくにつかまして万全を期せんがために附帯決議を付したいと考へております。附帯決議を附議いたします。

私立学校教職員共済組合法案に關する附帯決議

本委員会は、私立学校教職員共済組合法案に對し、次の通り決議する

一、役員は、広く各界代表によつて構成するようその任命に留意すると共に、将来、運営審議会に役員推せん権を与えるよう考慮すること。

二、運営審議会の委員構成は、組合員たる教職員代表と学校法人等の代表とを、各同数とする。と共に、将来、選挙によつてこれを選任するよう努力すること。

三、第三十五條一号の國庫補助率は、早速に將來更に引上げるよう、法改正を考慮すること。

四、私立学校教職員共済組合は、私學恩給財團からの既年金受給者に對して、本法案の施行後、なるべく速やかにその受給額の増額措置を考慮すること。

以上の附帯決議を付しまして本案に賛成するものであります。

○高橋道男君 私は衆議院から修正されて送られました本法案に賛成するものであります。

私立学校法に引續いて私學振興會法が制定され、更に今回私立学校教職員

が制定され、更に今回私立学校教職員

が制定され、更に今回私立学校教職員

が制定され、更に今回私立学校教職員

共済組合法が成立する段階に至りましたことは、私立学校の法体系を確立する上からの段階といたしまして誠に喜ばしいことと思つております。今国会においてこの法案が上程されるかどうかといふことにつきましては過程上若干危ぶまれておつたこともあつたのでありますが、幸いにして当局の努力によつて、而も教日は徹着してこの法案の原案を得られたという努力に對しまして私は篤く敬意を表しておきたいと思つております。

ただこの際私の意見として附加えて置きたいのは、私は年来この学校教職員といふものの立場は私立と公立との経営者の違いはあつても教育者としての身分に相違のあるはずはない。教育者としてはずべて一つであるというようになら、殊にこの年金給付というようないことに關しましては国公立を通じて一本建の制度ができることを希望し、又その努力をして来たつもりであります。一昨年は初めて当時の文部大臣或いは管理局長にその意を持つてお尋ねいたしましたところ、その当時は私立学校の教職員は公立学校の教職員と全然一つにはできないというやうな相当強い御意見があつたと記憶するのであります。その後当局のほうにおきましてその意見が転換いたしましたか、今日の須藤委員の御質問に對しまして困難ではあるけれども必ずしもできないことではない、同一の身分として認められないわけでもないといふやうな御発言があつたことはその一つの証左だと思つておりますが、今後私はこの私立学校の教職員各位と国公立の学校教職員の各位とが国家的な立場から教育者として殊

に退職後の問題につきましては同一の待遇を受けられるやうな、つまりこの共済組合におきましては同一の共済組合の下に運営できるやうな制度ができることを希望するものであります。先ほどは公立と私立とは違つたから相当困難だといふ御意見が政府委員からございましたけれども、これは制度によつて人間の個人としての権限を束縛してゐるやうな見解に立たれておるものかと思つてあります。私は先ず人間として、教育者としては同一の立場、同一の身分でなければならぬ。法律も又制度的も又その人間を守る上からこれを根本的に考究し直して行かねばならぬといふやうな見解を強く持つております。が故に、今後教職員の問題におきましては何とか一本になり得るやうな努力を私もいたしますけれども、当局においてもこれをいたされるやうに希望するものであります。殊にこの学校教職員の間にあります公立私立の關係を問はず人事交流といふことはほかの職種よりもつと頻りに行われてゐるというやうなことから考えまして、これではできるだけ早い機会に一つにする方法をとつたほうがよく私はよい制度を生むものであるといふやうに考へるのであります。

次にこの現在の恩給財団によつて長期給付を受けておるかに差等があるといふことにつきまして先ほど大谷委員から御発言がございましたが、僅かの予算でこれを均等にすることはできずと思つてゐるから、私は予算の運営上の措置を以つてできれば来年度には遅くともこれが均一して給与されるやうに処置を講ぜられるやうに希望するものであります。

もう一点触れて置きたいのは、この法の第十四条に組合員を構成する規定が設けられておるのでありますが、組合員の資格についていろいろ問題が起り得ると思つてゐるので、さうしてこの組合員の構成によつて、組合員の在り方によつて、この組合が円満に運営されるかどうかといふことも起つて来ると思つてあります。極端にこれは悪く解釈いたしますれば、この法を悪用して、資格として不十分なる者も組合員に入ることができるようになつて、さういふところはいわゆる懸賞によつて良貨が駆逐されないやうに、良貨だけが十分に護られるやうに運営されることを希望するものであります。現在の段階におきまして、我が国においては社会保障制度が完全にでき得ない状態でもありますので、私はここに今回この法案が成立することを心から喜びを以て賛成いたしたいと思つてあります。

の事情止むを得ん様子でございますので、附帯決議にとどめますが、一年以内で速かにせめて一般の国民健康保険なみの国庫補助の改革案を政府のほうでお出し下さいますことを強く要望いたします。改進黨を代表してこの案に賛成いたす次第であります。

○安部重子子爵 終戦後のさうさの中、いち早く立ち上つて、国民の教育に挺身して下さりました私立学校経営者の皆様方並びに教職員の皆様方が、多大な誠意を以て御助力頂きまして、私は、我が国にとりまして非常に有難いことだと思つてゐます。そも、教育基本法に附つておりましたやうに、教育はすべて機会均等であるし、而もその身分もすべてのことが安心して保障されなければならぬ。又児童憲章にもありますやうに、国はこれを以て責任を負ふといふやうなことが言葉美しく書かれておりますにもかかわらず、現在の事情はそのことが実践に移されてゐない憾みがあるのであります。従ひまして、私はこのたびのこの法案が出たことは大変喜ばしいことと致しまして、先生方の身分が安心して保障されるというところは、それは即ち生徒、児童も安心して教育が受けられる、立派な教育が確立されるという、そのことに一と一と思つております。その意味におきまして私はこの法案は十分なものではあります。先ほどいろいろ討論がありましたやうに至つて不満なものであります。若し理想とするならば、私はこれらの制度は全額国庫が負担すべきものだと思つてあります。併し現在の段階におきましては、さう望みますことも不可能なことではあります。併しながら私どもは

全員一致してこの法案が、皆様方に強く要望しておられますところの附帯決議をいたしまして、万全を期して進んで行きたいと思つた次第であります。御当局におかれまして、今日のこの空氣がどういふところにあるかといふことを十分御察し下さいまして、国民のこの希望してゐるところを實現してあらうやうに努力して下さいをお願ひして置きます。私は社会党第四控室を代表して意見を述べました。

○須藤五郎君 私は共産党を代表してこの法案に賛成をするものであります。併し私たちの考へをいたしましては、先ほど社会党の安部委員もおつしやつたやうに、この種のものは全額国庫負担とするのが当然だといふやうに考へます。そして又その国庫負担は決して不可能ではないと思つてあります。なぜならば、九千億の予算の中から数千億の再軍備費を使つておる今日、その憲法違反の再軍備をする費用をこれに廻すならば、たちどころにして全額国庫負担ということも可能であります。なお又只今問題になりましたこの私立学校の補助金のごときも、百分の十を百分の二十にするには実に易々たることだと思つてあります。そのことによつて二千五百萬圓の金が必要といふことを申して誤つておりますが、大砲一門作ることをやめれば二千五百萬圓の金は出る。何でもないので、それをやろうと思つてゐるところに今日の政府の性格があると思つてあります。併しさういふことを申上げまして私がこの際反対をいたしまして、完全ながらこの法案の成立を希望されて、日々たたくさんの希望書を寄せら

れましたことに対しては応える途でもないと思存しますので、私はこの際全国の私立学校教職員の皆さんの強い要望に応える途として、不満ながらもこの法案に賛成をいたしたいと思存します。

なお私が法案の審議の過程におきまして、いろいろ質問をいたしました不満な点も、この附帯決議の中に要望されておりますので、その点を諒として私は賛成の意を表する次第でございます。

○長谷部ひろ君 公立学校の職員でありましても、私立学校の職員でありましても、教育者としての使命は同一であると思存します。従いましてその身分は尊重されなければならぬし、勿論待遇も平等でなければならぬと思存します。併し現在の私学の教職員は非常にみじめな、本當に恵まれな

い状態にあるのでございまして、で、私立学校の先生方が安心して、明るく気分よく教育に従事することのおできになりますようにどうしてもしなければならぬと思存します。その意味におきまして、今度出ましたこの法案というものは実に私として不満ではござい

すけれども、早急にこの不満を解決して頂くことを第一といたしまして賛成するものでございまして。

○委員長(川村松助君) あと御発言ありませんか。別に御意見もなければ討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。私立学校教職員共済組合法案を議題といたします。本案を可決することに賛成のお方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 全会一致でございます。よつて私立学校教職員共済組合法案は可決と決定いたしました。

それから次に只今討論中でありました木村君提出の附帯決議を採決いたします。木村君提出の通り附帯決議を付することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 全会一致と認めます。よつて木村君提出の附帯決議を付することに決定いたしました。なお以下慣例によつて委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。それでは例によりまして御署名願います。

多数意見者署名

八木 秀次 谷口強三郎
深川タマエ 長谷部ひろ
須藤 五郎 安部キミ子
荒木正三郎 大谷 賢雄
御木 幸弘 吉田 萬次
高橋 道男 木村 守江

○御木幸弘君 本日は非常に困難かと思存しますが、是非本会議に上程するようをお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 事務当局にさよう連絡をとつてあります。

暫く休憩いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) では休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後四時十二分開会

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を再開いたします。

理科教育振興法案を議題といたします。発議者坂田道太君から提案の理由の説明を求めます。

○衆議院議員(坂田道太君) 提案の理由御説明を申し上げます前に、私たち衆議院文部委員会各党を代表いたしまして、一言皆様方に御挨拶を申し上げます。

私は只今議題となりましては計一君外衆議院議員二十名の提案にかゝる理科教育振興法案について、提案者を代表いたしまして、その提案理由の概要並びに法案の骨子を御説明申し上げます。

御承知の通り我が国の現状は、国土も狭く、資源も極めて乏しい実状であります。この窮状の上に八千万の国民が文化的な国家を建設するためには、何をあきらめても全国民の我々一人一人が等しく一日も速かに合理的、科学的になるより外に途がないと存するの

であります。資源に恵まれ、経済力豊かな欧米においても、科学の振興には、絶大の努力が払はれつつありますこと皆さん既に十分御承知のことと存じます。この世界の大勢に伍する上からも、科学の振興こそは、国家の大責務なりと考えます。而して科学の振興は、その基礎である小、中、高等学校の理科教育に俟たなければならぬと思存いたします。その理科教育を振興するには何をあきらめても先ず適切な施設、設備が必要なることは明らかでございます。

然るに、わが国小、中、高等学校の理科施設設備の現状は、極めて不完全でありまして、十数年に亘り殆んど放任の状態でございます。加うるに戦災による甚しい損耗も依然として回復されず、非戦災校におきましても、破損、消耗のためその設備は使用不能の状態でありまして、小学校の全国平均の現有設備は基準の約一八%、中学校におきましては二一%、高等学校におきましては二一%という甚だしい低率を示しております。しかもこのまま放置しておきます時は、これが改善される見通しは殆んどないのでございまして、この危機を脱するために、国において、財政的措置をはかり、理科設備の充実、理科教育の振興を期することが目下の急務であると考えた次第でございます。

科学振興という理想を実現するためには、まず小、中、高等学校におけるところの、理科教育充実を図ることが先決でなければならぬ、こういう前提に立つて、私共提案者一同は、本法案をとりあげたのであります。民族の将来を思い、文化国家の基盤を考慮して、数多い教科目の中から敢えてこの理科を採りあげ、此の振興を提案致したのであります。

次にこの法案の骨子を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、学校教育における理科教育の目的を明確に規定し、理科教育の振興を図るため国の果すべき任務を規定してございまして、第二に、理科教育に関する重要事項を審議するため、中央に設けられる理

科教育審議会の構成及びその任務を規定してあります。

第三に、公立学校の理科教育設備を整えるために要する経費の国庫補助を規定してございまして、学校教育の内容に關して、理科設備は最も多額の経費を要するのでございしますが、従来これが専ら父兄の負担において賄われてきた実情でありました。本法案におきましては国庫補助の途を開き、公費によつて理科教育の生命とする実験、観察のための設備の充実を図ることになつているのでございまして。

以上、この法案の趣旨及び大要について申しのべましたが、本法案は理科の現状を考えますと、まだまだ不十分でございまして、しかし、国家財政の実状にかんがみ、この程度に止めた次第であります。本法案が成立し、施行されますれば、学校教育は著しく充実し、生徒、児童の学習意欲を高めます。我國の教育の振興に貢献するところ極めて大きいことを確信いたす次第であります。

どうか慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あられんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(川村松助君) 引続き質疑に入りますようか、暫く休憩申し上げます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

質疑に入るについて総括質問からやりますか、逐条、差別なしにやりますか。

○相馬助治君 逐条を含めて総括質問したらいと思存いたします。

○委員長(川村松助君) 逐条を含めて総括質問したらいと思存いたします。

○委員長(川村松助君) 逐条を含めて総括質問したらいと思存いたします。

○委員長(川村松助君) 逐条を含めて総括質問したらいと思存いたします。

○委員長(川村松助君) 逐条を含めて総括質問したらいと思存いたします。

○委員長(川村松助君) 総括、逐条を含めて質問することにいたします。質疑のある方は御発言願います。

○相馬助治君 辻寛一君ほか二十四名提出の理科教育振興法案の提出理由の説明を聞きまして、率直に発議された衆議院の各位に私は敬意を表します。そこで御尋ねしておきたいのですが、申上げるまでもなく各種のこういう振興法案が出るということは、この立法の建前から言っても実のところ喜ぶべき現象でないと思ふのです。併し現実に理科教育が立遅れている、これを救うためには単独の立法に待たねばならないという現在の国情からして止むなくこういう発議となり、我々も又これを喜んで審議しなければならぬというご自身が、もう理科教育というものが如何に今日まで無様な状態に置かれて来たかということの立証だと思ふのです。

そこで私はこの法律で問題になりますことは、ただ一点、この立法によつて財政負担がどうなるんだということに尽きると思ふのです。そこで立案者にお伺いしたいと思ふのですが、この立法に当つて特に政府方面と財政上の交渉をした事実があるかないか、あるとすればその概略について承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(坂田道太君) お答えいたします。この理科教育振興法案を提出いたしました主な理由の一つは、理科設備に対する費用が非常にたくさんかかるから、これを法律案にしなければならぬ事情になつたわけでございます。私どもも国会にこの法案を提出いたしますからには、大蔵省との点の見通しを持たなければ提出するわけには行かんということで参つたのでございますが、漸く私たちが提案者といつたしましては甚だ不十分とは考えます。又理科教育の振興という点から考えますならば、これで以て私たちは満足いたしましたおりません。適かに理想は遠いのでございますが、併し最小限度これくらいやつても、この法案を提出いたしましたほうが理科教育の振興になるといふ確信の下にこれを提出いたしました次第でございます。

然らば一体どの程度の費用をもちろんであるかという御尋ねでございますが、この点はこの法案によりまして、一応二十九年の予算から施行するということになつております。大体私たちがいたしましては国庫補助金といたしまして五億程度を毎年小、中、高等学校の理科設備のために出して頂く、こういう了解を得ておるような次第でございます。而もその出し方といたしましては、現在御承知の通り半額義務教育の負担法の中にございしますように、教材費といたしまして十九億五千万円が見込まれておりますので、その中から三億七千万円、これは義務教育でございします。小学校、中学校の分でございます。あと残りの一億三千万円を来年度にプラスいたしまして五億を別枠といたしまして出発をいたしたい、こういうふうな考えを持つております。で、毎年五億を以て初年度の理科設備の充実を図りたい。そしてこれを十年計画にいたしまして約百六億を以て理科教育設備の第一段階の設備の充実を終りたい。これが私たちの考え方でございまして、大蔵省と了解を得ております点もそういう

けには行かんということで参つたのでございします。漸く私たちが提案者といつたしましては甚だ不十分とは考えます。又理科教育の振興という点から考えますならば、これで以て私たちは満足いたしましたおりません。適かに理想は遠いのでございますが、併し最小限度これくらいやつても、この法案を提出いたしましたほうが理科教育の振興になるといふ確信の下にこれを提出いたしました次第でございます。

○相馬助治君 その財政上の問題は政府当局にも私は伺わなくちやならないところですが、只今の発議者の御努力というものが十分窺われる御答弁で、その点は了解いたしました。次にこの教育の現実から推して私立学校ですが、極く特殊の私立学校は日本でも公立学校に優る理科設備をしておりますが、平均いたしますれば特に高等学校程度までのもので見ますと、私立学校のほうが理科と言わず、圖書と言わず、種々な設備が公立学校に比べて落ちてゐると、かように存するのです。で、この画期的な立派な法律案を提出いたしました衆議院の各位がこの現実を見逃すことは私はよくもなからうと思ひます。けれども、現実は私学のことにについては一言も触れておりません。何かこれらの点については経緯があるならば承わりたい、今後のお考へについて言及されることを希望いたします。

○衆議院議員(坂田道太君) お答えいたします。只今の御質問は誠に我々もいたしましてはさうあるべきものと実は考へまして、私立も是非共にこれに入りたい、そういうことで折衝もいたしたのでございします。何と申しまして、現在の国家財政からいたしまして、経費の面でこれを落されたとしても、義務教育の面で先ず国といたしましては義務教育、それに高等学校、公立学校、小中学校を先ず充実して、その次の段階において私立学校におきましても援助の手を差延べるべきではないか、こういう考へに実は立脚いたしておるのでございします。仰せの通り私立の小中学校、中学校におきましても極めて貧

弱でございします。加うるに戦災その他災害によりまして、現有設備も私立小中学校におきましては二〇%、或いは中學校においては一〇%、高等学校においては二〇%というふうな誠に貧弱な設備でございします。併しながら我々もいたしましては、先ず第一に義務教育及び公立学校を先にし、そして私立学校は次の段階にいたしたい、止むなくそういたしましたような次第でございます。ただここで私たち一応そういう考へを持つて参りましたけれども、一面においてはやはり公立学校というものと私立学校というものは、おのづとその教育の目的につきましても、一致する面もございしますけれども、又私立学校は私立学校なりの立場も目的も持つてゐると考へられますし、又その経営の方針も違ふかと考へるのでございします。一方におきまして皆さんがたの御協賛を得まして、私立学校の振興という面につきましても多大な御援助を得まして、そして今国会におきましても修正案をいたしまして、十億に加ふるに五億の振興の費用を組んで頂いたような次第でございまして、私立学校の場合におきましては、一方においてこういう振興の途も開かれておりますので、当分の間これで我慢をして頂いて、そして将来においてもう少し我々の財政が豊かになりました場合に、おいてこれを考へたい、こういうふうな考へを持つております。

○吉田萬次君 只今の御説明によりまして、私立学校にはおのづから特色があつて、多少そこに公立学校と違ふようなことも考へられる点もあります。併しながらこの中小学校といういわゆる義務教育の方面においては私立学校というものは、殊に基礎的の知識を与えるということにおけるところの理科の問題については同じものだと解釈いたします。殊に国家財政から考へて、そして今余裕がないからというお話で、この問題が実現して、その後において私立学校のほうも考へようというふうなお話でありました。この書類から見ますと、あなたのお話から言つて、十年後において、十年において完備するということであつたならば、少くとも十年の期間を待つて、然る後に私立学校に恩恵を与えるというふうなふうに解釈ができるのであります。殊にこの資料というのを見ますと、これは備品もあり、消耗品もあるように思つております。国家がすべての面において負担をするということであつたならば、もう少し考へようによつて私立の方面に及ぼすという計画も立ち得ると思ひますが、この点どう思ひになりますか。

○衆議院議員(坂田道太君) 只今の御説明は尤もだと私たちも考へております。私たち提案者もいたしまして、最小限度の設備をするのに十年かかるから、十年後において私立学校に手を差延べるという考へは実は持つておらないのでございまして、来年度の予算時期におきまして、或いはその次の国会におきまして、できますればこの点を大蔵省と折衝して、見通しがつき次第をういうふうな私立学校に對して補助金を差上げるというようにしたいという趣旨に考へておるわけでございます。

○吉田萬次君 先ほども申しましたが、必要な器具、機械というふうな方面を見ましても、この中には備品と消

弱でございします。加うるに戦災その他災害によりまして、現有設備も私立小中学校におきましては二〇%、或いは中學校においては一〇%、高等学校においては二〇%というふうな誠に貧弱な設備でございします。併しながら我々もいたしましては、先ず第一に義務教育及び公立学校を先にし、そして私立学校は次の段階にいたしたい、止むなくそういたしましたような次第でございます。ただここで私たち一応そういう考へを持つて参りましたけれども、一面においてはやはり公立学校というものと私立学校というものは、おのづとその教育の目的につきましても、一致する面もございしますけれども、又私立学校は私立学校なりの立場も目的も持つてゐると考へられますし、又その経営の方針も違ふかと考へるのでございします。一方におきまして皆さんがたの御協賛を得まして、私立学校の振興という面につきましても多大な御援助を得まして、そして今国会におきましても修正案をいたしまして、十億に加ふるに五億の振興の費用を組んで頂いたような次第でございまして、私立学校の場合におきましては、一方においてこういう振興の途も開かれておりますので、当分の間これで我慢をして頂いて、そして将来においてもう少し我々の財政が豊かになりました場合に、おいてこれを考へたい、こういうふうな考へを持つております。

○吉田萬次君 先ほども申しましたが、必要な器具、機械というふうな方面を見ましても、この中には備品と消

耗品と、すべてが含まれている。そうすると理科教育というものの対するこの負担というものは全部国庫でおやりになる御方針ですか。

○衆議院議員(坂田道太君) お答えいたします。この法案におきまして消耗品は入っております。

○吉田次君 それは成るほど見れば消耗品でないようなものがありますけれども、併し物の限度というものにおきましては、五年或いは三年を以て使用に耐えないものもあるものでありまして、全部これを消耗品でないというはつきりしたことについては、そこに見解の相違もありましようけれども、さういふ方面にまで考慮せられるというような慈悲心があつたならば、少くとも私立学校に対してもこの恩恵に浴させるのが当然であると思ふのであります。かようなことについてお考えはどうでしょうか。

○衆議院議員(坂田道太君) 私どももいたしましては至極尤もなことだと考へておりますが、まあ例えはフランスコであるとか、さういつたようなものは、一面において設備でありますと同時に消耗品とも言えるかと思ひますし、それを公立学校で見つておつて、さうしてこの三条に私立を除いておるのには怪しからんじやないかというふうなお説でございます。私もさういふことはこの点は誠に同感でございます。ところが、只今この法案を提出いたしました経緯に鑑みまして、実はこの点を落されたわけでございます。併しなからその趣旨は十分に我々衆議院の文部委員会といたしまして又参議院の皆さんがたのお力を得まして完璧なものにいたしたいと、かように考へておる

次第でございますので、御了承を得たいと思ひます。

○相馬助治君 発議者並びに政府にお尋ねしておきたいと思ひます。第九條の二項、「必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。」という、この「予算の範囲内」というのは、これは国の予算を指しておるのかどうか。それから先だつて学校図書法というものが本院にかかつて、極めて慎重な審議が試みられました折に、同僚荒木委員から、あの学校図書法が、義務教育費半額国庫負担法の適用を排除してないことについて疑義を持たれ、質問をしたのであります。さうして政府当局からもそれ

必要の答弁がなされたのです。ところがこの法律案を見ますと、義務教育費半額国庫負担法の適用を排除してあります。そこで発議者は真に理科教育の振興のために義務教育費半額国庫負担法の適用を排除しておくほうが金が取りやすいという政治的考慮に基いてなされたのであるかどうかということ。それからもう一つは、御承知のように理科教育の施設というもののの中には、設備として固定したものの中にあるふうな考えられるけれども、又一面消耗品としての性格を持ったものがあつて、現実に理科教育に一日でも從事したものであれば、その辺のことがもう明らかだと、さういふふうな存じまします。今の吉田委員の質問に對しまして、消耗品についての財政負担の面は考慮されてないと言ふけれども、これは現実になか／＼問題であらうと思ふのですが、これらについての関連はどうなつてゐるのであるか。なおこれ

に連関してあと三点ほど質問あります。

○衆議院議員(坂田道太君) 少しずつ切つて頂いたほうがわかりいいと思ひます。第九條におきまして「予算の範囲内」と申しますのは、やはり国の予算でございませう。

それからこの法案におきましては、義務教育関係の教材費との関係におきまして負担法を排除しておるといふことになつておりますのは、予算獲得の際において、明確にこれを区別して予算の混雜を避けるために、我々としたしましてはこの法案においてはさういふふうにした次第でございませう。

○相馬助治君 今の点が非常に問題なのです。成るほど現在の教材費といふものは僅かに十九億程度ですから、これが或る程度固定のものとするならば、理科教育の費用といふものを紐付きにして、別枠にしてとるという考え方のほうがこれは金額がたゞさんとあれし、とりいといふ理窟が成立つてゐる。ところがですね、この理科教育といふものは当該の学校が施設して申請して、而もその中の二分の一を審査されて予算の範囲内でもらうといふのでして、若し仮りに吉田内閣が非常にな文教政策に思いを新たにされて、今までのような態度を棄てて思いを新たにされ、教材費を多量に見込み得るというふうな時代が来たならば、むしろこの義務教育費半額国庫負担法を排除されてゐることによつて理科教育の金はとれないという現実があり得るわけなんです。理窟上ですよ。さういふふう

はわかります。わかりますが、法律といふものは永久なもので改変されるまでは、さういふ意味でどうも直ちに以て首肯しがたいのですが、これに對する発議者の御意見並びに田中局長の御所見を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(坂田道太君) 我々もいたしましては十九億五千万円という教材費そのものも、これは御承知のように従来教材費の負担が、最小限度に見積りまして従来PTAの負担になつて百億ぐらゐはあると推定されておるのでございます。その半分は国庫で持つべきじやないかといふことで、最初あの法案を作りました際も、最小限度三十億といふものを予定してあれは作つたと記憶をいたしております。さういふやうなわけで、この十九億五千万円といふものは固定のものではなくて、これは予算編成の際に三十億或いは五十億の線に持つて行くべきものであるといふふうには我々は考へておりました。この法案におきましては一応それは別個に理科教育振興のための設備につきましてその法案を排除いたしました。さうして明確に理科教育のためにこれだけの予算を要求する。従ひまして私にはむしろ明確化しますことによつて予算の増額が期待されるのであつて、それによつて予算が、獲得が困難であるといふふうには考へておらないのでございませう。

○政府委員(田中義男君) 只今提案者から御説明がありましたのでございませうが、実は先般も学校図書法の場合に、御論議がございました。さういふに、教材費との関係においてはなかくはつきりしない点もあるものでございませう。そこで現実予算を編成し、而もこ

れを獲得いたして行く場合になか／＼そこで両者の関係等について相当事務折衝についても困難を感じる点もないではございません。従ひましてこの理科教育振興法案のようにはつきり一応法律の上において区別して頂きました。ほうがりいい点もあらうかと、かやうにも考へるのでございまして、その点については実際これはやつてみないとわからないのでございませうけれども、私どもはこの理科教育振興法案のようにはつきりして頂くことも一つの行き方じやないか、かやうに存じております。

○相馬助治君 さつぱらんに田中局長にお聞きするのですが、私が聞いてゐることは、この法案がいいか悪いかといふことを聞いてゐるのじやないのです。あなたは少くとも政府委員としてこの議案に於て、この辻褄が何か何名かの、二十四名提出のこの法律案をいいの悪いのといふ議論をする余地もなければ資格もないのです。(笑聲)

私聞いてゐるのは学校図書法のとときに問題になりましたように、或いは義務教育費半額国庫負担法の適用を排除してありますから、太田課長も言明されましたように設備のところは学校図書法で金をもらつてゐるのです。で、消耗品ができて来る部分は義務教育費半額国庫負担法でもらう、教材費の幾らかを流し込むのだという、俗な言葉で言へば誠にふつ／＼い法案なんです。ところがこの法律案はさういふ意味ではつきりしてゐるのです。法案の建前は、ところが坂田さんの御説明では、消耗品については別考慮考へるのだというのが吉田委員に對する御答弁なんです。その通りだと思ふのです。義

務教育費国庫負担法の適用を排除して
おりますから、設備のところではこの
法律案で金をとり、消耗品の部分はど
うするのだという問題が出て来るわけ
であります。ですから、この法律案が修
正なしに本院を通過して法律となりま
したならば、局長はこれを如何ように
適用し、どのようにこの財政の支出区
分を明確にするのでございますか。こ
ういふことを、この法の適用の面から
のことを私はお尋ねしているわけなん
です。再度御答弁を願わしたいと思
います。

○政府委員(田中義男君) 先ほど、ど
う思ふかというお話がございましたか
ら所見を述べたので……。 (笑聲)
○相馬助治君 私、質問も悪うござい
ましたので……。
○政府委員(田中義男君) 更にそれじ
やお話のように消耗品的な部分等につ
いて具体的なお話でございますから申
上げますけれども、一応法文通りに読
めば確かに教材と申しますのは相当、
非常に広い意味でございまして、この
法案によれば設備ということがはつき
り出ております。従つてその間設備以
外の、而も設備に紛らわしい、さつき
お話になりましたような両方どつちと
もつかないような、誠にあいまいな線
にあるものも相当実際問題としては出
得るかと思ふのでございまして、そこ
になりますれば或いはこの法案に言
設備ではないけれども、場合に言
教材費に言ふ教材ということが考えら
れないでもないという領域も実際問題
として出て来ると思ひます。そこで若
しこの教材費に関するあの負担法をそ
ういつたふうなこの法律の規定いたし
ております以外の領域について適用

し得るなら、そのほうについて更にこ
れを広く予算を得るための方法として
考えられんでもないであらうというふ
うにも思ひます。

○相馬助治君 そのことはかなり問題
がありますが、荒木さん等あたりから
も御質疑があるのじやないかと思ひ
で、一応そのことはそれにとどめまし
て、私は最後の一点、発議者並びに田
中局長にお尋ねしたいと思ひます。
と申しますのは、この理科教育振興会
という団体がございまして、非常に熱
心にごこの問題について関心を以て今日
まで来たようでございます。で、曾てそ
の会からの代表である春日君から私示
された案を見ますとですね、附則のと
ころへもつて来て、地方財政法の第十
条二十四号の中に一項を加えて、理科
教育の振興に要する経費というものを
挿入して、理科教育に対する設備とい
うものが或る一定の基準に達するまで
は地方公共団体の財政支出を義務付け
るところの条項であるというふうにし
て、定してあつたように思ひます。とこ
ろが今般提案になりましたものを見ま
すと、これがどうもないようなんです
が、ないのですね。

○政府委員(田中義男君) ありませ
ん。

○相馬助治君 私はこれは地財法十
条の二十四号というものは、立法に伴つ
て地方公共団体が財政支出を義務付け
る条項で、文部当局等があとでこの理科
教育の振興の実態を監督する場合に、
明らかに地方の公共団体を法的に拘束
するといふ意味で重要であらうと思
ひます。これが規定されておられませ
んことは、これらの関連を発議者は如何
ようにお考えであるか。なお田中局長

においては本法案が成立の時にはこの
規定がないことが支障を来すと考へな
いかどうか。極端な話をしますと、山
の中の学校で理科教育なんか要らんと
いうことでは何もしなかつた。申請も
しなかつたから勿論補助ももらえな
い。そうしますと義務教育費半額国庫
負担で僅かながら教材費はもらえた。
ところがたくさんもらつても、その
適用を排除して単独立法していたた
めに一文ももらえなかつた。尤も私の
話はちよつと現実離れをした極端な話
ですが、そのほうがはつきりするから
申しているのです。そういうことが
理窟の上ではあり得るわけですが、この
地方財政法の十條二十四号の手当をし
なかつた理由、それから局長において
はこの結果予想されることで差支えあ
るかないか。これらについて明快なる
御答弁を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(坂田道太君) 実はその
点お答えいたしますが、第九條にござ
いますように、予算の範囲内におい
て補助するということにいたしました
ので、この点も負担とせずに予算の範
囲内において補助する。飽くまでも奨励を
するといふ立場に立つておるのでござ
います。で、理科の教育の振興とい
うものは、勿論国がこれの一つの重大な
責任を持つておりますと同時に、地
方自治団体においても当然この理科教
育の振興については責任を分つべきも
のであると私たちは考へるのでござ
います。又現在の地方自治体の財政状
況を勘案いたしました場合に、余りに
も国の義務付けによつて地方財政を圧
迫するといふこともどうかというこ
と、我々の頭の中にあつたのでござい
まして、そういう意味から設置者がこれ

を当該基準まで高めようとする場合に
おいて国が補助するということによつ
て、その調節よろしきを得て、国と地
方と両方相持つてこの理科教育の振興
を図る、これが私たちの法案を出した
趣旨になつておる次第であります。

○政府委員(田中義男君) 文部当局と
してこれを実施いたして行きます場合
に、一応観念がこれは補助ということ
になつておられます。負担となります
と、当然これは地方財政法のあの規定
の改正を要するわけですが、只
今提案者がお述べになつたような趣旨
で一応これを補助として参ることにな
ります。実際問題といたしましては、
大体補助するということでもそれな
りや地方におきましても相当實際問
題としてまあ予算も組んで、そして
補助を受けて行こうというので大勢で
ございますから、実際としては強制は
いたしませんけれども、その目的は他
の例にも徴して見まして大体やつて行
ける、かような考へ方でありまして、

○大谷實雄君 先ほど私学の問題につ
いて御答弁がございましたが、最初
には私学の問題についても大蔵当局と
折衝した、こういうお話でしたが、そ
の私学を入れますと、大体年額どのく
らいになりますか。

○衆議院議員(坂田道太君) お答え申
上げます。勿論我々いたしましてこ
の法案に私立学校に対する補助をし
せんかつた主な理由は財政上の問題で
ございまして、一面において私は公立
学校に対する補助のいろいろの法案、或
いは振興法等によつて全部同様に個々
に私立学校に対する補助をやるとい
ふことがいかに、或いは又今お説の
通り私立学校の振興法の中においては
現在までのところ貸付という形ではご
ざいますけれども、これはやはり我々
といたしまして国が或る程度の補助
をするという道も何らかの法によつて

で先ほどの御答弁にはこの私立学校に
ついては公立が済んでから、まあ一応
公立を先にして私立をあつたにするとい
うことは、私学振興会ができておるか
らそのほうで何とかというふうな御趣
旨のようでありましたが、御承知のよ
うに私立学校法がございましてから、私
学といふものが非常に全く公共性に立
脚をいたしておるわけでありまして。そ
うして又この私学振興会ができて今年
もまあ相当額計上されております。こ
とは非常に結構だと思ひますが、こ
の私学振興会の運営は、御承知の通り
主として土地建物等について、而も貸
付という形をとつて、公立学校の
ほうには危険校舎にいたしましたも、或
いは災害等を受けた場合、戦災の問題
でも、それ、補助が出る。私学の
ほうは今今の貸付金ということであり
まして、返さなければならぬというよ
うな点で、まあ振興会に今年余分に計上
したからそれでいいのだ、こういうお
考えではどうかと思ひますが、その
点に關してのお考えを伺ひたいと思
ひます。

○衆議院議員(坂田道太君) お答え申
上げます。勿論我々いたしましてこ
の法案に私立学校に対する補助をし
せんかつた主な理由は財政上の問題で
ございまして、一面において私は公立
学校に対する補助のいろいろの法案、或
いは振興法等によつて全部同様に個々
に私立学校に対する補助をやるとい
ふことがいかに、或いは又今お説の
通り私立学校の振興法の中においては
現在までのところ貸付という形ではご
ざいますけれども、これはやはり我々
といたしまして国が或る程度の補助
をするという道も何らかの法によつて

やるべきじゃないか、そういう一本の補助規定を設けることによつてこういふ個々の問題を解決して行くほうが筋ではなからうかという事も我々の頭の中に実はあるわけでございまして、この公立学校に対するいろいろの法案の個々に全部私立学校の補助もやるという形をとらないで、この一本で、私立学校の振興法、同時に何らかの形の補助法を可及的速かに制定するほうがいいのではないか、かように実は考へておる次第でございまして。例えば私も余り知識はございませんけれども、聞くところによりますと、イギリスあたりにおきましてもやはり最近の情勢においては私立学校においてもなかなか費用の捻出が不如意であつて、そして国が相当の費用を補助しておるといふことも聞いておるのでございまして、いわんや我々のこの狭い、貧弱な国土において、経済力の乏しい、浅い我が国におきまして、私立学校の果しておるその役目に比較して、その国のとつておる補助の制度が立遅れておるといふことは私たちが十分に承知をいたしておりますので、速かに皆さんがたと共何らかの補助法を出すべきではないかという事を一面において私は予想いたしておりました、ただこの法案につきましては只今申上げましたような経費の点もございまして、これを入れたらつたような次第でござい

まされておられますので、この中には含まれておりません。

か、又金額として与えられるということとならば、適当に買ふことができるけれども、物品を指示してその金が与えられるという事になると、いわゆる偽つたところの報告書を出さねばならぬといふことにもなつて参ります。この点は特別な方法によつて行われるの品として指示して与えられて迷惑するといふ、又折角もらうものならば他に立派に考えられる点があるといふことも考へて、さうな点はどうか考へて

額負担法では、設備については全然補助規定がないわけでありまして。そうして教材については二分の一という規定がなくて、その一部を負担すると、こ

よくその真意を把握することができないのですが、今財政上の理由で困難である、こ

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

○吉田萬次君 含まれておりませんで

点は、図書館法にいたしましても、それから今の理科教育振興法にいたしましても、又産業教育振興法にいたしましても、国庫の補助の対象を単に義務教育に限定しないで高等学校にまで拡げて来ているわけです。私はやはり義務教育も重要であると思ふのです。が、同様に高等学校教育も必要であらう、重要であらうと思ふのです。そういう意味において国庫の補助を高等学校にまで拡げて行くというところは極めて好ましいことだ。単に理科の教材の補助だけするのじゃなしに、できる範囲内において高等学校の教育に対しても国庫の補助をだん／＼拡充して行くというところは非常に望ましいことであり、我々審議した法案から見てもそういうことが期待されると思ふのです。が、そういう点について文部大臣の将来における抱負と言いますか、意見というものを伺つておきたいと思ふます。

○国務大臣(大連茂雄) 義務教育費国庫負担法は、大体教職員の給与の負担についての法律であります。そこで義務教育と高等学校とありますが、どうしてもこれは国が負担をするというところになれば義務教育というものが先ず第一に來なければならぬ、かように考へております。言葉から言ひましてこれは補助でなしにやはり国が負担をするのである。地方の負担と国の負担といふは連帯支弁のような觀念であると思ひます。そこで高等学校のほうまでできるだけ、今日地方の財政は困難でありますから、これを国で補助し、或いはその経費の一部を負担するといふことは、学校教育を振興する上からいつて勿論望ましいことである。望ましいことではあります、義務教育

の場合とそうでない場合とを同じに取扱うというところは、なお研究を要する問題だらうと思ひます。

○荒木正三郎君 それでは大臣に対する質問を終わりますが、一つだけ提案者にお尋ねをしておきます。それは相馬君も言われた問題であります、教材費に對する国庫補助の問題で、義務教育については理科教育振興法からの補助と、義務教育費半額国庫負担法からの補助と二本建になつておるわけですが、提案者は立案される場合にそういうことについてどういふ考慮を払われたか、伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(坂田道太) 只今の御質問でございますが、我々といひましたのは、やはり予算を獲得いたしました場合には、はつきりこの教材費とは別個にいたしましたことが特にこの教科書を取上げた趣旨に副うということと考へまして、教材費からの枠外に實はこれをはずしたようなわけでございまして、大蔵省といひましたのは、恐らく十九億五千万の中から先ず三億七千万といふものを引離して、その基礎の下に第一予算編成に當つて来るだらうと承知をいたしております。

○荒木正三郎君 そういたしますと、相當な減額は免れないと、こういうことになるわけですね。

○政府委員(田中義男) 先ほど來お話しをいたしますように、仮りに三億七千万といひましたすれば、それだけは十九億からはずして、それだけのための費用に割く、かように相成ると思ひます。

○荒木正三郎君 この場合に老練心ですが、御注意して頂きたいのは、ここには高等学校の設備が含まれておるのですから、あつちの費目は義務教育になつておるのだから、このまままゐるまま引いてしまふということとは不合理であるといふことは私から申し上げるまでもないことである。私の質問はこれで終わります。

○木村守江君 ちよつと委員長に質問しますが、今本会議が始まるのです、続行しますか。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけ、質疑は大体済んだものと思われまゝ、御異議ありませんか。

○荒木正三郎君 討論を省略して採決することの動議を提出いたします。

○委員長(川村松助君) ちよつとその前にお諮りしますが……

○木村守江君 附帯決議を出したいのです。

○委員長(川村松助君) その前に懇談をしたいと思いますから、速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○劔木幸弘君 本員は自由党を代表いたしまして理科教育振興法案に對して賛成をいたすものでございします。

理科教育の振興の重要性は提案者が提案理由に述べられた通りでございまして、現下非常に重要なことと思ひますので、これが完全なる実施を望みます。なおこの際この法案に賛成するに當りまして、皆様各委員の御賛同を得て理科教育振興法案に對する附帯決議をいたしたいと思ひます。これを一応朗読させていただきます。

本委員会は理科教育振興法案に對し次の通り決議する。

一、学校教育法及び本法案第一条、第二条及び第三条の趣旨にかんがみ、理科教育振興に必要な経費についての困の補助は、私立学校に對しても公立学校と均衡を保つことができれば、可及的速かに法的措置を講ずべきものと認める。

以上であります。

○荒木正三郎君 私は社会党第四控室を代表しまして只今劔木委員から提案されました附帯決議を附して本法案に賛成をするものでございします。

ただこの機会に文部当局に要望しておきたい点は、この理科教育振興の運営に當つて行く重要な責任のある審議会のことでございします、審議会の委員の任命は文部大臣が當ることになつておりますが、文部大臣はこの委員の任命につきましては各方面の意向が十分反映するやうな工合にその委員の構成を十分に考慮してもらいたいという希望を申し添えておきます。

○高橋道男君 私は本法案並びに劔木委員から提案されました決議に賛成をいたします。

理科教育、殊にその設備に關しましての現状が極めて不完全であるといふことは誠に残念でありまして、その設備の促進を図る上から今回の法案が上程されましたことは誠に結構なことと思ふのであります。ただ先ほどの質疑の段階におきまして、相馬委員からも若干触れられ、又荒木委員の御質問に對する大臣の御答弁にもあつたのであります、この種の単一科目の振興、或いは設備の促進といふやうな種類の法案が今後は恐らく出まいと思ひます。抱かせるやうなことになるやうなならば、私は全体の教育体系を或いはゆるめるといふこともあり得るのじやないかといふことを恐れるのであります。これは大臣の御答弁によつてそういうことはないとことを確信いたしましたけれども、そういうことを懸念いたします上から、こゝろ法案が提出されば、私どもは何ら反對する理由を見付けすることはできないのであります。から、そういう全体の均衡という上からは、今後更に慎重な検討をする必要もございします。将来学科目の審議をする上、なおその学科に關していろいろ行政上の予算措置などにはつきりとした安定し得るやうな見込が立ち得る場合には、この種の法案は整理されるべきものではないかと考へて思ひます。併しながらいずれにいたしましても、現段階においては、こゝろ法案の必要は十分あると思ひますので、賛意を表するものであります。

○深川タマエ君 終戦後日本の各方面

において、一時破壊混乱の狀態が続きましたが、時と共にこうした聰明なる着眼と国民の協力によりまして、次々と整頓されて参りますことは、国家のため誠に喜ばしいことに存じます。この法案は提案者の御説明の通り、資源少く、人口多い日本がよく独立国として世界に連坐いたし、平和と国民生活の安定を維持いたしますために、今後理科教育の振興を図ることを目的としたとしておるといたしますならば、今後年と共にものと予算額の増額が必要と存じますので、この点を政府におきまして格別御配慮願ひたいと存じます。なおいつもこうした法案につきましては、私学が機会均等の線から差別待遇されておりますことを誠に遺憾に存じます。義務教育は別といたしまして、高等学校は私学の存在いたしますところには当然公校の設備が少く、いいわけでございますので、国費がそれだけ節減されますので、殊にこういうものは将来の日本の運命を背負つてゐるものといえますならば、私学に對し、少しでもできるだけ速かに平等なる待遇をいたすことを今後諸法案に對しまして御考慮なさると共に、今回もできるだけ速かに私学に對し、平等なる待遇をお与へになりますよう、御木氏の決議案にも賛成いたす次第でございます。

○委員長(川村松助君) 別に御意見もなければ討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(川村松助君) 別(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

理科教育振興法案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかた

は御起立を願ひます。

○委員長(川村松助君) 全会一致でございます。よつて理科教育振興法案は可決されました。

次に只今討論中でありました御木君提出の附帯決議を採決いたします。御木君提出の通り、附帯決議を付することと賛成のかたの御起立を願ひます。

○委員長(川村松助君) 全会一致と認めます。よつて御木君提出の通り附帯決議を付することに決定いたしました。なお、以下事務的処置は慣例によりまして委員長に御一任あらんことを御了解願ひたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 御異議がなければさよう決定いたします。順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

吉田 萬次 谷口弥三郎

八木 秀次 須藤 五郎

大谷 實雄 木村 守江

高橋 道男 深川タマエ

荒木正三郎 御木 李弘

○委員長(川村松助君) 暫時休憩をいたします。

午後五時三十二分休憩

(休憩後開會に至らなかつた。)

七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、私立学校教職員共済組合法案(予備審査のための付託は七月十四日)

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案(衆)(予備審査のための付託は七月二十日)

七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、理科教育振興法案(衆)

理科教育振興法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 理科教育審議会(第四条—第八条)

第三章 国の補助(第九条—第十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、理科教育が文化的な国家の建設の基盤として特に重要な使命を有することにかんがみ、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の精神にのっとり、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫創造の能力を養ひ、もつて日常生活を合理的に営み、且つ、わが国の発展に貢献しうる有為な国民を育成するため、理科教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「理科教育」とは、小学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)、中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)、又は高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。))において行われる理科に関する教育をいう。

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、理科教育の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて理科教育の振興を図ることを奨励しなればならない。

一 理科教育の振興に関する総合計画を樹立すること。

二 理科教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。

三 理科教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。

四 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

第二章 理科教育審議会

(設置)

第四条 文部省に理科教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第五条 審議会は、二十人の委員で組織する。

2 委員は、理科教育その他教育に関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、文部大臣が任命する。

3 前項の学識経験のある者の中から任命される委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ(権限)

第六条 審議会は、第三条各号に掲

げるような事項その他理科教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に依つて調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

(委員の費用弁償等)

第七条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(政令への委任)

第八条 審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除く外、政令で定める。

第三章 国の補助

(国の補助)

第九条 国は、公立学校の設置者が、左の各号に掲げる設備で審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについてこれを当該基準にまで高めようとする場合において、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備

二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該現職教育又は養成のために使用する設備

2 前項に規定するものの外、国は、公立学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

(補助金の返還等)

第十条 文部大臣は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反したとき。

二 補助金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第十一条 前二条に規定するものを除く外、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(最初に任命される審議会の委員の任期の特例)

2 この法律施行後最初に任命される審議会の委員で学識経験のある者の中から任命される者のうち、半数の者の任期は、第五条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中学生徒厚生審議会の項の前に次の一項を加える。

理科教育審議会

理科教育振興法(昭和二十八年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、理科教育に関する重要事項を調査審議し、及び理科教育に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

5 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経費」の下に「(理科教育振興法(昭和二十八年法律第 号)第九条に規定する経費を除く。)」を加える。

昭和二十八年九月十九日印刷

昭和二十八年九月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局